

松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

平成 27 年 3 月 31 日
松阪市告示第 92 号

(設置)

第 1 条 定住自立圏構想推進要綱(平成 20 年 12 月 26 日総務省総行応第 39 号総務事務次官通知)に基づき、松阪地域定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)を策定又は変更するに当たり、関係者の意見を広く反映させるため、松阪地域定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、共生ビジョンの策定又は変更に関することについて協議する。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 松阪地域定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、企画振興部経営企画課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。